

第11回認知症医療・介護推進会議

令和4年8月29日

議題「認知症施策推進大綱における進捗状況と課題」に関する資料

一般社団法人 日本神経学会 認知症セクション・チーフ

山田正仁

国家公務員共済組合連合会 九段坂病院・院長、東京医科歯科大学・特命教授、
金沢大学・名誉教授

I. 医学・医療関係

① 認知症に関する診療・教育

- ・「認知症疾患診療ガイドライン 2017」（監修：日本神経学会）の改定に向けた取り組み
- ・各種認知症疾患の診断基準等に関する審議・承認
- ・認知症関連の教育的動画コンテンツの制作

ほか

② 認知症に関する研究開発

「脳神経疾患克服に向けた研究推進の提言 2020」（4）認知症、高次脳機能障害（2020年11月）

ほか

II. 社会、一般向け

① 認知症基本法案成立に向けた取り組み

- ・2020年3月26日 認知症基本法に関する検討会（衆議院第1議員会館）
- ・2022年4月27日 共生社会の実現に向けた認知症施策推進議員連盟・第5回総会（衆議院第2議員会館）（添付資料参照）

② 難病情報センターHP掲載の認知症関連疾患に関する「病気の解説（一般利用者向け）/よくある質問」の改訂等

ほか

添付資料

「共生社会の実現に向けた認知症施策推進議員連盟 第5回総会」

令和4年4月27日(水)16:00～、衆議院第2議員会館

認知症基本法案についての意見：日本神経学会から（抜粋）

山田正仁（九段坂病院・院長、東京医科歯科大学・特命教授、金沢大学・名誉教授）

[1] 認知症基本法の早期成立の必要性

認知症及びその前段階である軽度認知障害（MCI）は加齢に伴い急増し、両者を併せると80歳代後半では70–80%、90歳以上では9割近くに達します。わが国では、国民は人生100年時代を迎えようとしており、認知症に関わる全ての領域において早期かつ強力な取り組みが必要です。認知症施策を全国で速やかに推進するため、認知症基本法を一刻も早く成立させることが重要です。

[2] 認知症基本法案の内容について

(1) 目的について：本基本法は、認知症の人の人権が尊重される社会の実現に焦点をあてた「認知症の人基本法」という基盤的な面と、認知症の医療・医学面（予防や治療や介護を含む）に焦点を当てた「認知症対策基本法」としての面の両者を目的とすることを明確にすることが重要と思います。すなわち、(1) 認知症の人が尊厳を保持しつつ社会の一員として尊重される社会の実現を図ること、(2) 認知症の予防・治療等を推進することを目的として認知症施策を推進する、といった記述が適切と考えます。

(2) 基本的施策について：

1. 認知症に関する教育の推進等、2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進等、3. 認知症の人の社会参加の機会の確保、4. 認知症の予防等、5. 保健医療サービス・福祉サービスの提供体制の整備等、6. 相談体制の整備等、7. 研究開発の推進等。

1の「認知症に関する教育の推進」については、学校教育等に加えて、国民一般を対象とする認知症に関する啓発活動を継続的に行うことを明記することが重要であり、それが予防・早期治療の推進や、認知症の人の尊厳が保持され尊重される社会の実現につながります。

4の「認知症の予防」に関しては、「認知症施策推進大綱」（令和元年6月18日）においては、「予防」という語は、認知症疾患の発症後の進展に対する「治療」も包括するとの解釈が記載されております。しかし、一般に、「予防」という語は様々な解釈されますので、項目名において「予防・治療等」といった記載にするなど、認知症の人に対する医療面も含まれることを明確に示すことが適切と考えます。

5の「保健医療サービス・福祉サービスの提供体制の整備」については、認知症に係るさまざまな領域〔医療（専門医、専門看護師等）、介護、福祉、地域づくりなど〕を担う専門職の人材育成は、本基本法によって推進される認知症施策の実現にあたっての根幹となる部分です。本基本法では、認知症に関する十分な知識や技能を有する、高いレベルの専門職の育成をめざすことを明確にする必要があると考えます。

7の「研究開発の推進」については、認知症・MCIについて本態解明、予防、診断及び治療法の開発等の研究開発推進を強化するために、認知症地域コホート研究や臨床研究等によるデータ蓄積・バイオバンク（試料蓄積）、剖検の推進等、研究開発の基盤となるデータや試料の蓄積や活用を推進することを具体的に盛り込むことが望まれます。